

Title	О・チスチャーコフ著 『ソ連邦形成以前の諸ソヴェト共和國相互の關係』
Sub Title	О.И. Ччстяков; Взаимоотношения советских республик до образования СССР
Author	中澤, 精次郎(Nakazawa, Seijirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.5 (1959. 5) ,p.78- 82
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590515-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

О. И. Частьяков;

Взаимоотношения советских республик до

образования СССР.

Государственное издательство юридической литературы,

Москва, 1955, 152 с.

О・チスチャークフ著

『ソ連邦形成以前の

諸ソヴェト共和國相互の關係』

購入の發注をして後久しくしてから、すなわち昨年末に「ソ連邦形成以前の諸ソヴェト共和國相互の關係」と題したチスチャークフの著書を手に入れたが、入手した本書の裏付には一九五五年九月に組版同年一二月に上梓と記されているので、これを新刊書紹介として取上げることはいささか當を得ていないかも知れない。しかし同種の研究書が最近のソ連においては比較的稀のようであること、ま

た本書がスターリン批判のなされた一九五六年度の第二〇回黨大會あるいはボスナン、ブタベストの反ソ暴動に先立つて刊行されていることを考え合せて本書の紹介を思いたつた。

序論 まず著者は、ロシアの被抑壓民族の解放は地主・ブルジョア的な階級基盤の上に立つツァー権力の打倒すなわちプロレタリア革命においてあり得ないし、「また逆にわが國で社會主義革命が成功するためには、ツァーリズムによつて抑壓された人民の民族解放運動のような有力な同盟者をプロレタリア革命の側に引寄せることが必要」(三頁)であるという狀況分析、いかえると民族問題はプロレタリア革命乃至はプロレタリア獨裁という一般的な問題の一部であるという認識の上に、ロシア共產黨は独自の民族綱領を定立したという。ついで黨の民族綱領は政治的分離の權利すなわち自決權の承認を基石としていること、しかもレーニンが教示しているように「ボルシェヴィキは分離を自己目的なものとしては提起せず、あくまでも暴力的な統一に反對する鬭争の手段と考え、あれこれの民族的分離問題の解決にたいして辯證法的な態度を、抑壓民族の社會民主主義者と被抑壓民族の社會民主主義者にたいして異つた態度を要求した」(四頁)と、すなわち自決權の承認はインターナショナルリズムの原則と矛盾するかのような印象を與えるが、その實、黨の民族綱領はすべて「インターナショナルリズム達成のための、乃至は

また革命において同盟者を引寄せるための唯一の手段」(四頁)に他ならないのであり、また現に、かかる觀點からするボルシェヴィキの實踐を通してロシア人民ははじめて民族的抑壓から解放され、この前提的な事實こそが「……自由な民族の自由な結合へというロシア民族を中心とする強力な統一運動を生みだし、ソヴェト國家の主權的な諸民族間の新しい社會主義的な關係の發生と發展を支えた」(九頁)と、著者は見る。そして「著者は本書において、一個の連邦國家内部の種々の諸民族勤勞者の統一を條件づけた諸要因の解明と、同時にまた諸ソヴェト社會主義共和國相互の連邦制的な關係の發生とその後の發展過程の提示を志している」(九頁)と述べ、この「序論」を結んでいる。

第一章 諸ソヴェト共和國の統一を條件づけた諸要因 かく題した第一章で、著者は、二月革命後のブルジョア民族主義運動の本質と諸ソヴェト政權の成立に伴つて急速に一般化した勤勞者大衆の諸民族統一への運動にふれ、かかる統一運動が必然的な現象であつたことをその客觀的な諸條件を整理しつつ實證する。すなわち著者によると、諸民族の統一を客觀的に不可避とした第一の要因は、大ロシア民族によつて占められたロシアの中央と非ロシア民族の居住する地方との歴史的に形成された經濟的紐帶を前提とした、革命後の地方の中央にたいする軍事經濟的ならびに國民經濟

的な依存、すなわち經濟的な條件であり、第二の要因は、列強の反ソヴェト的な干渉にたいする自衛上のならびに外交上の統一を要求するに至つた國際的な狀況であり、また第三の要因は、インターナショナルリズムを眞髓とし指導理念とするソヴェト權力の階級的な性格であるという。「しかし經濟的なならびに政治的要因はそのみでは諸共和國の統一をもたらし得なかつた。主觀的な諸要因による客觀的な諸要因の補足が、すなわち廣範な人民大衆の自覺的な統一運動を組織すること、共產黨によるかかる運動の指導を確保すること、ソヴェト國家および民族政策遂行のための専門機關、すなわち民族問題人民委員會の集中的な活動を嚮導することが不可缺であつた」(二五頁)として、著者は統一運動を促進し強化させていつた主觀的内容とその現實化の過程を、したがつてまた抵抗の所在を説明し敘述する。

第二章 諸ソヴェト共和國相互協力の第一段階 著者によると「主權的な諸ソヴェト共和國間の連邦制的な關係」は發展的に理解されねばならず、その發展の第一段階は大一〇月社會主義革命遂行の時期と一致するという。すなわち「それは、一九一七年一月からおおよそ一九一八年の中頃に至るまでの間であり、またわが國民の相互協力についての嚴密に制度化された充分に明確な形式の缺如によつて特徴づけられる」(三四頁)と把握されている。そして彼

はまずボルシェヴィキの連邦制的な立場への移行、ウクライナにおける政情の推移、ウクライナ・ロシア間における連邦制的な関係の成立過程を述べ、ついでフィンランドおよびポーランドの獨立、白ロシア、リトアニア、エストニア、ザカフカース、アゼルバイジャンなどとロシアとの關係を具體的にあとづけた後に「……ソヴェト國家の歴史上のこの第一段階において、大ロシア民族を中心とするわが國人民の統一運動、すなわちボルシェヴィキ黨によつて指導された統一運動がすでにはじまつた。革命の火により決定的に破滅させられた時代遅れの、帝國主義的な、暴力的なロシア統一は、新しい、社會主義國家と社會主義民族に固有の、人民の友情と兄弟的關係に基礎をおく自發的な統一にとつてかわりはじめた」(五四頁)點を強調して、發展の第二段階へと考察を進める。

第三章 列強の武力干渉と内戦の時代における諸ソヴェト共和國の軍事的結合 諸共和國相互の關係の發展過程を規定する第二段階は列強の武力干渉と内戦の時代にあたり、この時期の關係は國際的ならびに國內的な敵からの防衛という目的・軍事的な意圖によつて特徴づけられ得ること、別言すると一九一八年の中頃から一九二〇年末に至るまでの發展段階が設定されねばならぬことを、著者は、この第三章において實證的に説明している。すなわち彼は、從來の研究者とえばC・ヤクボーフスカヤ、B・アフォーレフなど

はいずれも軍事的結合段階の歴史的な境位乃至は時間的な位置を正しく把握していないと、またそれは、彼等が干渉と内戦の時代における諸共和國間の關係が法制的な視角からのみでは的確に理解しつくせないものであることを忘れていたためであると批判するとともに、問題の正しい理解はなによりもまず諸共和國相互の關係を規定している諸事實の總和の究明を缺いてあり得ないことを強調し、「……内戦の終つた時期に諸ソヴェト共和國の軍事的結合はその最高の、最終の段階に突入している。諸ソヴェト共和國の統一運動のつぎの新しい段階、すなわち軍事・經濟的な結合への軍事的統一體の成長を約束した外交上のならびに經濟上の結合を促進する諸要素がますます發達している」(一〇八頁)ことを説明している。

第四章 諸ソヴェト共和國の軍事・經濟的結合 「一九二〇年末にかけて赤軍はロシアの領有する東歐地域の干渉軍と白衛軍を壊滅し終えた。一九二一年の初頭にはザカフカースの解放が完了した。一九二一年から一九二二年の間においては戰鬪はすでに極東地域に移つた。かくしてわが國土の主要地域においては平和建設のための、國民經濟復興のための、將來のそしてより迅速な社會主義化運動のための可能性が作り出された」(一二二頁)と觀察する著者は、一九二一年初頭から一九二二年末に至るまでの間に、別言すると「先に述べたような狀況の下においてソヴェト人民の友好的な關係

のより以上の強化がなされ、主權的な諸ソヴェト共和國間の連邦制的關係が成長している。諸ソヴェト共和國間の軍事的結合は軍事・經濟的結合へと進化している」(一二二頁)と斷定し、「すでに一九一七年の末に形づくられはじめ、内戰の砲火のなかで發達した堅牢となり、戰後の國民經濟復興の時代において擴げられしかも深められた諸共和國相互の結合形式は、わが國のその後の社會主義建設のための諸要求に最早應じ得なくなつた。當面の課題として諸ソヴェト共和國間の關係の本質的な變更という問題が、單一的結合體としてのソヴェト國家、すなわちソヴェト社會主義共和國連邦の創造という問題が提起された」(一二三三頁)のであるという結論を提示している。

結論 「今日、ソ連邦形成以前の主權的な諸ソヴェト共和國間の關係についての法的性格に關する誤つた見解が、ソヴェトの歴史および法制史の諸著作のうちに存在している。これらの著者たちは諸共和國間の關係は國際法的な性格を有していたという考え方にかたむいてゐる」(一二三四頁)。たとえば諸共和國間の關係の第二の發展段階の特徴として規定されねばならない「軍事的結合」を、「防衛的結合」または通常の軍事同盟乃至は軍事ブロックと、あるいは「獨自の連合」と規定するN・チガリーヨフ、E・ペーンキナ、H・パリエニコなどはいずれも事實の充分な認識を缺いた謬見であると。

かく批判する著者チスチヤークォフは、ソ連邦形成以前の諸ソヴェト共和國相互の結合形態が國際法的な概念によつてではなく國內法的な概念によつて、すなわち連邦制として把握されるべきことを、統一的な行政機關などの存在あるいはまた軍備・生産・財政などの統一性の存在を適して立證するとともに、かかる連邦制があくまでもソヴェト的連邦制であることを、その特質を指摘しつつ強調してこの「結論」を閉じている。

以上で本書の概要を述べてみたが、ここで、一、二の氣付いた點を指摘して本書の紹介を終えることにしよう。まず著者が、本質的にはレーニン・スターリンの教示に依據しつつも、ソ連邦形成以前の諸ソヴェト共和國間の關係は國際法的な概念によつては律し得ないと、いわば國內法的な概念すなわち連邦制的關係として規定せねばならないという自説の展開に際して、實證性を尊重したことは、研究態度としてはむしろ當然のことであるが、一應注目されなければなるまいと考えられる。しかし著者の強調する實證性の論章は、著者にたいして必ずしもすぐれた成果を保證しなかつたようである。すなわち個々の事實の把握あるいは敘述の内容についての疑問はおくとしても、本書の陳述、著者の意欲的に提示する結論が強い説得力をもつて迫つて來ないのは何故であろうか。要するに諸ソッ

エト共和国間の實態的な關係と綱領的な關係とが、あるいは諸共和国結合の目的・意圖と結合の形式・態様とが峻別されてないこと、そしてこの兩者が敘述の平面的な論理の一貫性保持のために適宜に混同されていることから、著者の問題意識あるいはその背後にひそむ何物かについての一つの疑問が生ずるということを指摘しておきたい。

(中澤精次郎)